

[別紙 第65号書式] <改定 2007.6.7>

<p>※第 号</p> <p style="text-align: center;">2輪自動車申告事項変更申込書</p> <p>※表示欄は申告人は記入しません。</p>											
所 有 者	姓名(名称)		住民(事業者)登録番号								
	住 所	(電話番号：)									
2輪自動車番号			排気量または、定格出力								
変 更 事 項	変 更 前										
	変 更 後										
<p>「自動車管理法」第48条第2項および同法施行規則第101条第1項の規定によつて上記のように申告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請人 (署名 又は印)</p>											
<p>※具備書類</p> <p>1. 2輪自動車使用申告証明書(紛失した場合には、その理由に変えることができます)</p> <p>2. 変更事項を証明する書類1部</p> <p>3. 2輪自動車ナンバープレート(2輪自動車ナンバープレートに表示された所轄官庁が変わる場合に限ります)</p>											
<p>※申告案内</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>申告する所</td> <td>邑・面・洞</td> <td>処理期間</td> <td>即 時</td> </tr> <tr> <td>手 数 料</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○2輪自動車の所有者は次の事項の変更がある時にはその申告期間内に変更申告を履行しなければなりません(「自動車管理法」第48条第2項).</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用本抛地または、所有者姓名(名称)変更時:15日以内 ・売買:15日以内、贈与:20日以内、相続:3ヶ月以内 　-上の事項を履行しない場合には50万ウォン以下の過怠金を払うこととなります(「自動車管理法」第84条第2項第2号). 				申告する所	邑・面・洞	処理期間	即 時	手 数 料	なし		
申告する所	邑・面・洞	処理期間	即 時								
手 数 料	なし										

33331-06011民

210mm×297mm

96.10.4 承認

(一般用紙 60g/m²)